

自殺の背景調査の指針の改訂に向けた論点整理資料②

～詳細調査の進め方について～

1. 背景調査の指針における該当箇所の概要について

- 基本調査は、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するものであるため、基本調査の主体は学校を想定しているが、この段階から、子供の自殺予防等に精通した専門家の支援が必要としている。

- 詳細調査は、基本調査等を踏まえ、必要な場合に、心理の専門家など外部専門家を加えた調査組織において行われる詳細な調査であり、公立学校における調査の主体は特別な事情がない限り学校ではなく学校の設置者としている。

- 詳細調査については、全ての事案について詳細調査を行うことが望まれるが、これが難しい場合、少なくとも、
 - ①学校生活に関係する要素（いじめ、体罰、学業、友人等）が背景に疑われる場合
 - ②遺族の要望がある場合
 - ③その他必要な場合については、詳細調査に移行することとしている。

- また、いじめが自殺の背景に疑われる場合は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号、以下「法」という。）に基づく重大事態としての調査が義務づけられており、「基本調査」及び「詳細調査」は、法第 28 条に基づく重大事態の調査にあたるとしている。また、組織を設けての調査（詳細調査）は必ず行わなければならないこととしている。

2. 検討すべき論点について

(詳細調査へ移行する際の要件について)

- 自殺の要因は多様かつ複合的である場合が多く、学校問題以外を含め様々なケースが考えられる中で、詳細調査へ移行する際の要件については、実態を踏まえつつ、見直し・整理すべきではないか。
- また、調査主体において、詳細調査へ移行すべきかどうかの判断材料とするため、実際に、詳細調査へ移行したケース等を示す必要があるのではないか。

(詳細調査実施の中で、いじめにより自死した疑いが生じた場合の対応について)

- 自殺の背景調査を実施している際に、いじめが背景に疑われる事実が明らかになることも考えられることから、背景調査からいじめの重大事態の調査に移行する際の注意点（調査組織の構成員、遺族との関わり等）について示す必要はないか。